



～ 相続税額の早見表 ～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続税は相続財産額が基礎控除額を上回った場合に課税される税金で、相続税は法定相続分の課税対象額が大きいほど税率が高くなる超過累進課税となっています。相続税の最高税率は55%。贈与税と並んで日本の税金の中でもっとも高い税率です。相続財産が多ければ多いほど相続税額はアップし、法定相続人の人数が増えるほど基礎控除額が大きく相続税が軽減されることになります。相続税の計算式は複雑で相続税額を計算するのは簡単ではありませんが、相続税はいくら課税されるのか？相続税の早見表を確認すれば相続税額の目安を確認していただけます。

◆ 相続税額の早見表 ◆

法定相続分通りに財産を取得した場合で配偶者の税額軽減後の相続税額 (単位:万円)

相続人の数	1人の場合		2人の場合		3人の場合		4人の場合	
基礎控除	3600万円		4200万円		4800万円		5400万円	
相続財産額	子1人	子2人	配偶者と子1人	子3人	配偶者と子2人	子4人	配偶者と子3人	
5000万円	160	80	40	20	10	0	0	
6000万円	310	180	90	120	60	60	30	
8000万円	680	470	235	330	175	260	138	
1億円	1,220	770	385	630	315	490	263	
2億円	4,860	3,340	1,670	2,460	1,350	2,120	1,218	
3億円	9,180	6,920	3,460	5,460	2,860	4,580	2,540	
4億円	14,000	10,920	5,460	8,980	4,610	7,580	4,155	
5億円	19,000	15,210	7,605	12,980	6,555	11,040	5,963	
10億円	45,820	39,500	19,750	35,000	17,810	31,770	16,635	

(例)相続財産額が1億円の時、

相続人が1人のとき → 1,220万円

相続人が2人のとき → 770万円(配偶者軽減後は385万円)

相続人が3人のとき → 630万円(配偶者軽減後は315万円)

※相続人が多いほど相続税は安くなる。

★相続税対策として養子縁組をして法定相続人を増やす方法があります。養子縁組をすると相続税は安くなります。法定相続人の数が多いほど基礎控除額が増え、税負担が軽減されます。また生命保険の非課税枠も増加し、法定相続分に応ずる取得金額が減少し節税効果があります。ただし、節税の面ではメリットがありますが、相続人間の争族の火種になる恐れもあるため十分な検討が必要です。なお、相続税法上(相続税の計算上)で認められる養子の人数には制限があります。実子がいなかった場合には2人まで、実子がいる場合は1人までになっています。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp